

添付資料 1

大阪府済生会富田林病院建設事業
要求水準書

平成 29 年 10 月

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部大阪府済生会

目次

第1章	総則	3
第1	適用	3
1	適用	3
2	要求水準書の目的	3
3	本書記載事項の取り扱い	3
4	各文書の優先順位	4
5	基本設計書等の位置付け	4
第2	業務概要	4
1	名称	4
2	工事場所	4
3	対象業務	4
4	工期	5
5	施設計画概要	5
6	別途工事	5
7	事業実施の留意事項	6
第3	リスク負担	6
第4	工事費内訳明細書等	11
1	工事費内訳明細書の提出	11
2	工事費積算内訳明細書の提出	11
第2章	仕様	12
第1	共通事項	12
1	用語の定義	12
2	関係法令等の遵守	13
3	適用基準等	14
4	実施体制	15
5	敷地管理	15
6	予定工程表等	16
7	監督職員の指示	16
8	打合せ及び記録	16
9	進捗状況の報告	16
10	関係官公庁等への許認可申請にかかる手続き	16
11	別途工事に係る注意点	17
12	提出書類	18
13	セルフモニタリングの実施	18
14	工事費の確認	18
15	実施設計業務の完了及び建設工事の開始	19

1 6	期間の厳守	19
1 7	著作権の利用	19
1 8	設計変更	19
第 2	設計業務等に関する事項	19
1	業務の方針	19
2	業務の範囲	19
3	業務の実施条件	21
4	業務に関する書類、成果物の提出	23
第 3	施工業務に関する事項	30
1	業務の方針	30
2	業務の範囲	30
3	業務の実施条件	31
4	業務に関する書類、成果物の提出	36
5	技能労働者に関する賃金	40
第 4	検査	40
1	完成検査	40
2	中間検査及び部分払出来高検査	40
第 5	引渡し	40
1	引渡し	40
第 3 章	要求水準	41
第 1	共通	41
1	要求水準書の取り扱い	41
2	概要	41
第 2	敷地の計画条件	42
1	敷地概要	42
2	周辺インフラ整備状況	43
3	敷地及び地盤状況	43
第 3	認定及び施設基準等に関する要求水準	44
第 4	施設に関する要求水準	46
1	施設に関する要求水準	46
2	その他検討中の事項	49

第1章 総則

第1 適用

1 適用

本要求水準書（以下、「本書」という。）は、社会福祉法人^{豊明}_{財団}済生会支部大阪府済生会（以下、「本会」という。）が実施する「大阪府済生会富田林病院建設事業（以下、「本事業」という。）」に適用する。

2 要求水準書の目的

この要求水準書、基本設計書抜粋版（以下、併せて「本要求水準書等」という。）は、本会が本事業の適切かつ確実な実施を図ることを目的として、受注者が本事業を実施するにあたり、本会が要求する水準、その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

なお、本要求水準書等は、本会が要求する内容及び質を満たすべき最低限の水準であるため、技術提案書に記載された性能又は水準が、本要求水準書等に記載された性能又は水準を上回るときは、技術提案書の記載が本要求水準書等の記載に優先するものとする。

3 本書記載事項の取り扱い

(1) 本会からの指示

本会は、以下の理由により、本要求水準書等で記載した要求水準（仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合を含む）について、内容の変更を指示することがある。

- ア 本会の事由によって業務内容の変更が必要となったとき。
- イ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 受注者からの提案

ア 基本的な考え方

本要求水準書等で記載した要求水準（仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合を含む）について、受注者が要求水準と同等以上と考える別の仕様や方法（以下、「代替方法」という）を提案することができる。

ただし、代替方法の採用においては、あらかじめ本会との十分な協議が必要であり、受注者は代替方法が要求水準と同等以上である根拠を示す資料を準備し、本会が確認・承認する必要があることに留意すること。

イ 確認方法及び根拠について

受注者は、上記の代替方法の確認のため、「性能向上」、「コスト」、「工期短縮」等について本会が総合的に判断できる仕様等の資料を提出する。

ウ 代替方法の制限

代替方法の内容は、下記を含めないものとする。

(ア) 工期の延長を伴うもの

(イ) 計画（平面計画、各室の面積、設備の主要システム、構造等）が変わることにより病

院運営に大きな変更、支障が生じるもの。

(ウ) 提案の段階で実施できることが不確定なもの

(エ) ライフサイクルコストが大きく増大すると予想されるもの。

エ その他

(ア) 代替方法の提案にあたっては、本会と誠意をもって協議のうえ、契約金額の範囲内で調整することを原則とする。

(イ) 建設費の増減が発生する場合の協議の方法は、下記の方針による。

a 設計期間中は、契約締結時に提出された工事費内訳明細書から判断可能な数量及び単価、並びに本会が合理的と判断する方法により、概算金額の算定を行い増減について協議を行う。

b 工事期間中は、実施設計業務完了時に提出される工事費積算内訳明細書に記載された単価、数量を基準として協議する。

4 各文書の優先順位

全ての資料及び適用基準等は、相互に補完するものとする。ただし、相違がある場合の優先順位は、以下とし、これにより難しい場合は、本会との協議による。

- (1) 質問回答書
- (2) 要求水準書
- (3) 基本設計書
- (4) 共通仕様書
- (5) その他適用基準類

5 基本設計書等の位置付け

別に提示する基本設計書抜粋版は本書の一部とする。

基本設計書抜粋版は、基本設計段階で想定した計画を示したものであり、実施設計に際しては、基本設計書抜粋版に示す要求水準を満たすよう設計すること。

第2 業務概要

1 名称

大阪府済生会富田林病院建設事業

2 工事場所

大阪府富田林市向陽台 1-3-36 ほか

3 対象業務

本事業の対象業務は、次の業務とする。

(1) 実施設計業務

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事 一式

対象施設 新病院棟、健診センター棟、仮設血液浄化センター棟、既存血液浄化センター棟解体、既存病院棟解体、老人宿舎棟解体、看護師宿舎棟解体、既存健診センター棟改修、その他設備切り回し接続工事他

(2) 施工業務

(1) によって作成された実施設計図書による下記対象施設の建設工事

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事 一式

対象施設 新病院棟、健診センター棟、仮設血液浄化センター棟、既存血液浄化センター棟解体、既存病院棟解体、老人宿舎棟解体、看護師宿舎棟解体、その他設備切り回し接続工事他、既存健診センター改修工事を含む。

(3) 確認申請、構造評定、防災評定、省エネ法及び、その他建設に伴う必要な申請等に必要書類作成及び申請手続き 一式

(4) 医療施設近代化施設整備事業補助金における書類作成業務（建築に関する部分）及び手続きに関する打合せ立会

(5) その他、上記業務内容を実施するために必要となる関連業務

4 工期

契約締結の日から平成33年10月31日までを基本とする。

5 施設計画概要

(1) 病院棟

鉄骨造（免震）6階、地下1階

建築面積 7,024 m²

延床面積 23,611 m²

(2) マニホールド棟

鉄筋コンクリート造（耐震）地上1階

建築面積 120 m²

延床面積 120 m²

(3) 血液浄化センター棟

軽量鉄骨（耐震）、地上2階

建築面積 520 m²

延床面積 1,040 m²

(4) 附属建物

キャノピー等

(5) 外構

側溝・駐車場・通路・庇・駐輪場・植栽・防火水槽等

6 別途工事

本会並びに第三者が、本事業に含まない別途工事等を同一工事場所及び隣接する場所で実施予定である。

工期中、別途工事が行われる場合は、関連業者と調整のうえ工事を進捗すること。特に、工期中に医療機器の設置及び試運転を行うため十分配慮すること。

※詳細については、基本設計図書の工事区分一覧表を参照のこと

7 事業実施の留意事項

- (1) 本事業の遂行にあたり、受注者は常に真摯な対応で業務を行うこと。
- (2) 本事業の実施にあたっては、本要求水準書等を十分理解し、考察した上で行うこと。また、基本設計書の内容に準拠すること。
- (3) 建築材料及び設備機器等を選定する際は、経済性、効率性、耐久性（長寿命化）及びメンテナンスの容易さに配慮し、ライフサイクルコストの観点からコスト削減を図ること。
- (4) 受注者は、業務実施にあたり、本書の各業務の要求水準に特段記載がない場合でも関係法令・条例等を遵守すること。

第3 リスク負担

本事業におけるリスク負担は、下の表のとおりとする。

【凡例】

発生原因の欄・・・「会」：本会、「受」：受注者、「法」：法制度

○：主分担 リスクが顕在化した場合に原則として負担する。

△：従分担 リスクが顕在化した場合に限定的に負担する。

	リスクの種類	No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	本会	受注者
応募段階	入札実施要項等リスク	1	入札実施要項等、公募書類の記載の誤りに関するもの	会	入札実施要項等、公募書類は本会の責任で作成・配布する資料であることから本会がリスクを負担する。	○	
		2	内容の変更に関するもの	会	本会の指示により事業内容や用途を変更する場合は、本会がリスクを負担する。	○	
	応募リスク	3	応募費用の負担に関するもの	受	応募費用は入札に参加する受注者が負担する。		○
	契約リスク	4	受注者と契約が結べない、又は契約手続に時間がかかる場合	会・受	契約手続は本会と受注者の双方の責任において行われるべきものであり、その不調によるリスクのうち本会にかかった費用は本会が、受注者にかかった費用は受注者	○	○

						がそれぞれ負担する。			
全段階共通	政治関連リスク	法制度・法令変更リスク	5	事業に直接関係する法制度の新設・変更に関するもの	法	受注者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できないため、本会が負担する。	○		
			6	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの	法	受注者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できるため、受注者が負担する。		○	
	許認可リスク		7	事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更に関するもの	法	受注者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できないため、本会が負担する。	○		
			8	上記以外の許認可の新設・変更に関するもの	法	受注者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できるため、受注者が負担する。		○	
			9	本会が取得すべき許認可の遅延に関するもの	会	本会の責によるものであり、本会が負担する。	○		
			10	受注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○	
			11	建築基準法関連の許可等の遅延に関するもの	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○	
	税制リスク		12	法人の利益に課される税制度の変更に関するもの	法	法人税は受注者収益活動に対して係る税金であることから、受注者が負担する。		○	
			13	消費税の変更に関するもの	法	受注者に支払うべき消費税は本会が負担する。	○		
			14	その他の税制度の新設・変更に関するもの	法	その他一般的な税制変更については、本事業のみならず対応が必要なものであることから受注者が負担する。		○	
		政治リスク		15	本会の方針の変更に関するもの	会	受注者の裁量外にあるため、本会が負担する。	○	
	会 リ	住民問題		16	事業自体に係る住民反対	会	受注者の裁量外にあるため、	○	

		リスク		運動・訴訟に関するもの		実施主体である本会が負担する。			
			17	設計・建設業務に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○	
		環境問題 リスク	18	受注者が行う、設計、建設業務に起因する有害物質の排出・漏洩等環境保全に関するもの	受	受注者が実施する業務に起因するものであるため、受注者がリスクを負担する。		○	
			19	土地に起因する有害物質の排出・漏洩等環境保全に関するもの	会	受注者の裁量外にあるため、本会が負担する。	○		
全段階共通	社会リスク	第三者賠償 リスク	20	設計・建設業務に起因する騒音・振動・地盤沈下等に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○	
			21	施設の瑕疵による事故に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○	
			22	受注者の事業破たん・放棄や契約違反・債務不履行によるもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○	
			23	本会の方針の変更に関するもので実施する業務に関するもの	会	本会の裁量により対応すべきものであり、病院が負担する。	○		
			24	受注者の業務水準の低下	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○	
		債務不履行 リスク	民間受注者 債務不履行 リスク	25	無許可での責任者の交代又は受注者の義務の違反	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
	26			協力企業等の能力不足	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○	
	27			工事遅延	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○	
	28			本会の債務不履行	会	本会の責によるものであり、本会が負担する。	○		
		資金調達リスク		29	本会が調達する補助金や富田林市の負担額の変動により生じるもの	会	受注者が裁量外にあるため、本会が負担する。	○	

		30	融資など民間受注者による必要な資金の確保に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○	
	不可抗力リスク	31	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの	不可抗力	自然災害又は人為的な現象のうち通常見込み可能な範囲外のものがあった場合には、本会が負担する。ただし残工事費の1%までの損害は受注者が負担し、これを超える損害については本会が負担する。	○	△	
	物価変動リスク	32	インフレ・デフレ	その他	本会が定める「スライド条項」の範囲内までは受注者が負担し、それ以上は本会が負担する。	○	△	
事前準備段階	用地準備遅延リスク	33	用地準備の見込みが立たないことによる事業遅延や事業中止に関するもの	会	受注者の裁量外にあるため、本会が負担する。	○		
実施設計段階	計画・設計リスク	受注者責任リスク	34	受注者の発注による各種契約の締結、内容、内容変更に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり受注者が負担する。		○
		測量・調査リスク	35	本会が実施した地形・地質等調査に関するもの	会	受注者の裁量外にあるため、本会が負担する。	○	
	36		受注者が実施した地形・地質等調査に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり受注者が負担する。		○	
	設計リスク	37	本会の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	会	本会の責によるものであり、本会が負担する。 (ただし、変更による工事費増は、受注者から設計の見直し等の提案による減額分により吸収する前提とする。)	○	△	
		38	受注者の発注の際の指示、判断の不備による設計変更	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○	
設段	設リ	地質障害	39	本会があらかじめ把握し	会	受注者の裁量外にあるため、	○	

	リスク		ている事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、地中障害物等		本会が負担する。		
	本施設敷地の造成工事リスク	40	上記以外の地質障害、地中障害物等	受	受注者の裁量により対応することが可能と考えられるため、受注者が負担する。		○
	工事遅延リスク	41	受注者が行う造成工事の不備・瑕疵に起因するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
		42	本会の事由による工事完了の遅延	会	本会の責によるものであり、本会が負担する。	○	
		43	埋蔵文化財の調査による工事完了の遅延	その他	受注者の裁量外にあるため、本会が負担する。	○	
		44	上記以外の事由による工事完了の遅延	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	工事監理リスク	45	工事監理に関するリスク	会	工事監理は本会が別途発注する予定であり受注者と本会との関係では、本会が負担。	○	
	備品等納品遅延リスク	46	本会が設置する医療機器、備品等の納品遅延に起因するもの	会	本会の責によるものであり、病院が負担する。	○	
		47	受注者が設置する備品等の納品遅延に起因するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	工事費用増大リスク	48	本会の指示による工事費の増大・予算超過	会	本会の責によるものであり、本会が負担する。	○	
		49	上記以外の事由による工事費の増大・予算超過	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	性能リスク	50	要求水準未達	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○

	施設損傷 リスク	51	使用前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。	○
--	-------------	----	-------------------------	---	-------------------------------	---

第4 工事費内訳明細書等

1 工事費内訳明細書の提出

受注者は、入札書提出時に、実施設計業務費及び建設工事費の内訳明細を記した工事費内訳明細書を作成し、本会に提出すること。工事費内訳明細書の項目は公共建築工事内訳書標準様式の科目別内訳書によること。

提出された工事費内訳明細書に記載された建設工事費の範囲内での実施設計を行うこと。

2 工事費積算内訳明細書の提出

- (1) 受注者は、実施設計業務完了後、工事着工前に実施設計図書に基づき工事費積算内訳明細書を作成し、本会に提出し承諾を受けること。工事費積算内訳明細書の項目は公共建築工事内訳書標準様式の細目別内訳書によること。
- (2) 本会は、承諾した工事費積算内訳明細書を部分払、設計変更等の算定に用いる。

第2章 仕様

第1 共通事項

1 用語の定義

本要求水準書等に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「受注者」とは、本事業を行う者であり、本会と本事業に係る契約を締結する者をいう。
- (2) 「監督職員」とは、本事業に係る契約を締結後、契約図書等に定められた範囲内において受注者又は統括代理人に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約図書の規定に基づき、本会が定めた者をいう。
- (3) 「CM会社」とは、本事業に係る基本設計及び実施設計段階の品質、コスト、スケジュールの最適化に関するアドバイザリー業務及び発注者支援を行うものとして、本会が定めた第三者機関をいう。
- (4) 「CMr」とは、「CM会社」に所属している者のうち、本事業に係る、アドバイザリー業務及び発注者支援を行うものとして本会が定めた者をいう。
- (5) 「監督職員等」とは、本事業に係る「監督職員」と本事業の発注者支援を行う「CMr」の両方をいう。
- (6) 「検査職員」とは、設計業務、建設工事及びその他業務の完了の確認を行う者で、契約図書の規定に基づき、本会が定めた者をいう。
- (7) 「統括代理人」とは、設計業務における管理技術者、建設工事及びその他業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務、建設工事及びその他業務に関し、相互調整を行う者をいう。
- (8) 「管理技術者」とは、統括代理人のもとで、実施設計の管理及び統括等を行う者で、契約図書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (9) 「設計担当者」とは、管理技術者のもとで、実施設計業務において各分担業務分野における従事技術者を総括する役割を担う者をいう。
分担業務分野の分類及び業務内容は、以下のとおりとする。
 - ア 建築（意匠）平成21年国交省告示第15号における別添一第1項第二号ロ(1)戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書として表に示す設計の種類欄(1)総合に係るもの
 - イ 建築（構造） 同欄(2)構造に係るもの
 - ウ 電気設備 同欄(3)設備の(i)電気設備、(iv)昇降機等に係るもの
 - エ 機械設備 同欄(3)設備の(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備に係るもの
- (10) 「現場代理人」とは、統括代理人のもとで、建設工事及びその他業務において工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う者をいう。
- (11) 「監理技術者」とは、統括代理人のもとで、建設工事において、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行う者で、建設業法第26条第2項に定める者をいう。
- (12) 「施工担当者」とは、監理技術者のもとで、建設工事において建築、電気設備、機械設備の工種毎の施工及び監督職員との技術窓口として従事する者をいう。
- (13) 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。

- (14) 「設計仕様書」とは、質問回答書、要求水準書、基本設計書、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- (15) 「質問回答書」とは、契約図書及び設計仕様書等についての入札参加者からの質問書に対して、本会が回答した書面をいう。
- (16) 「特記仕様書」とは、実施設計及び施工に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (17) 「共通仕様書」とは、実施設計及び施工に共通する事項を定める図書をいう。
- (18) 「特記」とは、(14)「設計仕様書」に指定された事項をいう。(共通仕様書を除く。)
- (19) 「指示」とは、監督職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務、建設工事及びその他業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (20) 「通知」とは、業務に関する事項について、相手方に対し書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「報告」とは、受注者が本会又は監督職員若しくは検査職員に対し、設計業務、建設工事及びその他業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について書面をもって通知することをいう。
- (22) 「承諾」とは、受注者が本会又は監督職員に対し、書面で申し出た設計業務、建設工事及びその他業務の遂行上必要な事項について、本会又は監督職員が書面により同意することをいう。
- (23) 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、本会と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (24) 「提出」とは、受注者が本会又は監督職員に対し、設計業務、建設工事及びその他業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (25) 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (26) 「検査」とは、契約図書等に基づき、実施設計及び建設工事の完了の確認をすることをいう。
- (27) 「打合せ」とは、設計業務、建設工事及びその他業務を適正かつ円滑に実施するために統括代理人、管理技術者、現場代理人、監理技術者等と監督職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- (28) 「修補」とは、本会が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (29) 「協力者」とは、受注者が設計業務、建設工事及びその他業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

2 関係法令等の遵守

業務実施にあたっては、契約図書、医療法、放射線障害防止法、電波法、建設業法、都市計画法、都市再開発法、景観法、土壌汚染対策法、建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、下

水道法、労働安全衛生法、特許法、省エネ法、建設リサイクル法その他関連法令等を遵守すること。

3 適用基準等

(1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等によるほか、以下の基準等の最新版を適用する。また、着工後の改定については、その適用について協議するものとする。

ア 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・富田林市環境配慮指針（富田林市）

イ 建築

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・擁壁設計標準図（建設省大臣官房官庁営繕部）

ウ 建築積算

- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

エ 設備

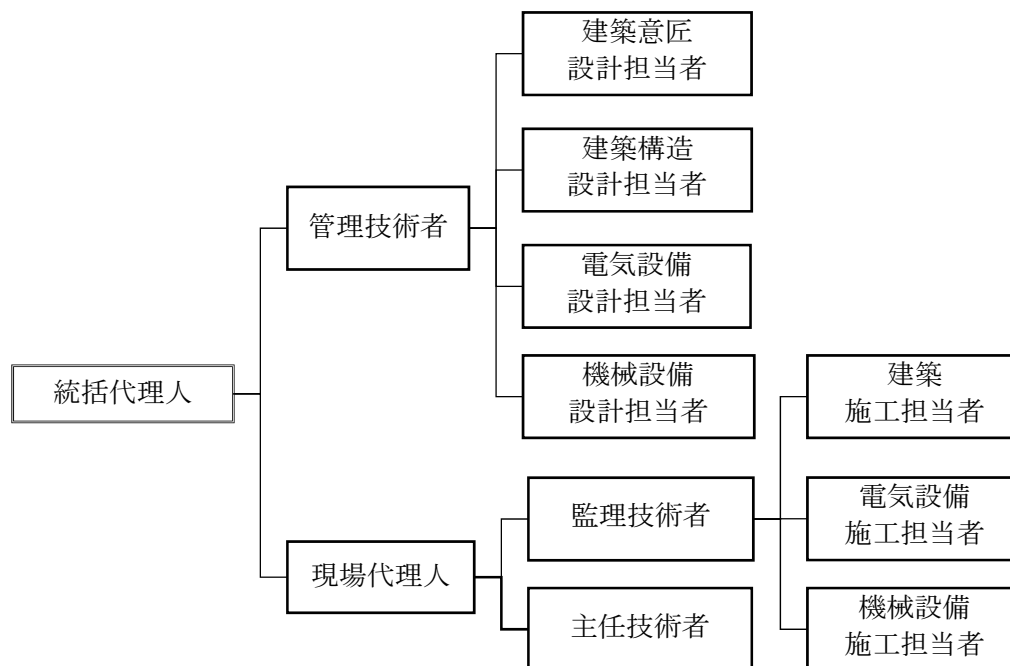
- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・「病院空調設備の設計・管理指針」（日本医療福祉設備協会）
- ・病院設備設計ガイドライン（電気設備編）HEAS-04-2011（日本医療福祉設備協会）
- ・病院設備設計ガイドライン（空調設備編）HEAS-02-2013（日本医療福祉設備協会）
- ・病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）HEAS-03-2011（日本医療福祉設備協会）
- ・病院設備設計ガイドライン（BCP編）HEAS-05-2014（日本医療福祉設備協会）

オ 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (2) 各種基準間に相違がある場合は発注者と協議し、優先する基準を決定するものとする。
- (3) 本要求水準書等と基準等の間に相違がある場合は、本要求水準書等を優先するものとする。
- (4) 「標準仕様書・標準図」に掲げる適用基準等については、受注者の責任において、関係法令等及び要求水準（最新版の国土交通大臣官房官庁営繕部等が制定又は監修した基準等に掲げる適用基準等により定められるものを含む。）を満たすように適切に使用するものとする。
- (5) 適用基準等において、「監督職員」が承諾等することとされている事項について、本会は設計監修業務を実施する設計監修者又は工事監理業務を実施する工事監理者にその業務の全部又は一部を委ねることができる。この場合は、設計監修者又は工事監理者に読み替えて適用する。

4 実施体制

- (1) 設計業務・建設工事・その他業務の実施体制を下図に示す。



- (2) 統括代理人は、提出された実施体制における管理技術者又は現場代理人が全体の統括者として兼務する。また、統括代理人は代表者から直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、専任の者とする。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、業務実施体制表を提出すること。受注者は、契約締結後、原則として提出された実施体制により当該業務を履行すること。

5 敷地管理

受注者は、工事範囲となる敷地の引渡し後、工事範囲対象敷地について、以下に示す状態とならないように仮囲いで囲う等、当該敷地管理に留意すること。また、敷地の引渡し前に本会と

協議を行い、仮囲いの範囲について調整を行うこと。

- (1) 人が容易に侵入できるおそれがある状態
- (2) 放火等を誘発するおそれがある状態
- (3) 人の健康を害し、又は害するおそれがある状態
- (4) 廃棄物の投棄を招くおそれがある状態
- (5) 周囲の美観を著しく損なう状態
- (6) その他著しく公益に反する状態

6 予定工程表等

- (1) 受注者は、契約締結後、実施設計着手から建設工事完成までの予定工程表（設計工程表及び施工工程表）を監督職員に提出すること。
- (2) 設計工程表は、実施設計業務、病院各部門とのヒアリング、各種条例・構造性能評価申請・確認申請等の提出及び調整の工程、透視図・模型等の提出時期及びその他設計の工程管理に必要な事項を記載するものとする。
- (3) 施工工程表は、調査を実施する場合の工程並びに建築、電気設備及び昇降機設備、給排水衛生設備及び空調換気設備、機械設備の各工事工程、主要な行事及び主要な機器類の搬入その他施工の工程管理に必要な事項を記載するものとする。
- (4) 受注者は、提出した予定工程表を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

7 監督職員の指示

- (1) 本会は本事業の実施について、監督職員を通して必要な指示を行う。
- (2) 受注者は、設計業務・建設工事・その他業務を通じ、監督職員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

8 打合せ及び記録

- (1) 受注者は、設計業務・建設工事・その他業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と密接に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。
- (2) 受注者は、監督職員と打合せを行った場合は、その都度、協議記録を作成し、監督職員の承諾を受けること。

9 進捗状況の報告

- (1) 受注者は定期的に当該業務の進捗状況及び内容について監督職員に報告し、監督職員と協議を行った際には協議記録を作成すること。
- (2) 受注者は、監督職員から進捗状態等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

10 関係官公庁等への許認可申請にかかる手続き

- (1) 本事業に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届

出手続きは受注者により行う。

- (2) 関係官公署等への届出手続き等に係る必要な費用は、受注者の負担とする。
- (3) 関係官公署等への届出手続き等に当たっては、届け出内容等について、あらかじめ監督職員に報告し承諾を受けること。
- (4) 受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。
- (5) 医療法に基づく許認可申請（放射線施設を含む。医療機器等を除く）の協議、報告申請資料作成業務及び届出手続きは原則として受注者が代行し行う。
- (6) 受注者は、医療機器等に係る許認可申請（医療法、放射線障害防止法等）においては、業務における書類及び資料の作成及び提供等について、監督職員の求めに応じて協力すること。（施設検査提出書類の作成等を行う。）

1.1 別途工事に係る注意点

- (1) 受注者は、本会や富田林市が本事業期間中に発注する業務上密接に係る別途工事等（医療情報システム等の構築の設計・設置業務、医療機器等の配置計画・搬入・設置業務、備品等の配置計画・搬入・設置業務、道路整備工事等）について、その工事等が円滑に行えるよう協力し、十分な調整・連携を図り、設計業務・建設工事・その他業務を遂行すること。
また、本会及び富田林市以外のものが隣接敷地において工事を実施する場合は、十分に調整・連携を図り、相互の事業が円滑に進むよう協力すること。
- (2) 引越し計画の立案及び作業に際しては、工事中・引渡し後とも本会に十分な協力を行うこと。監督職員と十分な協議を行い、設計業務・建設工事・その他業務に支障のないようにすること。また、医療機器等の引渡し前の搬入については必要な労務及び養生などを提供すること。
- (3) 医療機器等及び什器・備品工事に伴う据付のための基礎工事、壁・天井等下地補強工事、点検口設置等については、実施設計・建設工事の中で漏れのないよう注意すること。病院各部署とのヒアリングにおいて示すものに基づいて実施設計を行うこととする。また設計完了後に変更が生じた場合（医療機器の機種変更や、設計時に未決定のものを含む。）は、十分な調整・連携を図り、建設工事に内容を反映させるものとする。
- (4) 本会は、実施設計段階の基本設計及び実施設計段階の品質、コスト、スケジュールの最適化に関するアドバイザー業務及び発注者支援を行う第三者機関としてCM会社を別途に発注している。また、工事中の発注者支援として、継続してCM会社を別途に発注する予定である。なお、本会は、本事業において本会及び監督職員が行う受注者からの提出書類の確認、現場の立会い及び材料の検査等について、必要に応じ、その業務の全部あるいは一部をCM会社に委ねることができる。
- (5) 大阪府済生会富田林病院建設事業の基本設計委託者（以下「基本設計者」という。）に対し、実施設計に対する設計監修業務及び建設工事に対する工事監理業務を別途に発注する予定である。受注者は、設計監修業務の受注者（以下「設計監修者」という。）及び工事監理業務の受注者（以下「工事監理者」という。）と十分な調整・連携を図り、実施設計業務・建

設工事・その他業務を円滑に遂行すること。なお、本会は、本事業において本会及び監督職員が行う受注者からの提出書類の確認、現場の立会い及び材料の検査等について、必要に応じ、その業務の全部あるいは一部を設計監修者又は工事監理者に委ねることができる。

※設計監修業務：実施設計期間内において、基本設計書等に基づき、設計意図を正確に受注者に伝え、設計意図の観点から検討及び助言等を行うとともに、基本設計内容の具体化について、本会の立場に立って受注者に対して監修等を行う業務。

※工事監理業務：平成21年国土交通省告示第15号別添一第2項各号に示す工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務（契約管理に関する事務等を除く。）。

- (6) 本会は、別途工事等の内容及び図面等を必要に応じて適宜、通知又は貸与する。
- (7) 別途工事における現場共益費（賦金）については、別途発注する工事金額の2%以下とする。現場共益費（賦金）は、現場管理費、現場の作業に必要な動力、電気、水道等の料金、足場、楊重などの仮設費用、安全衛生施設の使用及び監理費用、警備費用、スリーブ及び開口補強費用等が含まれるものとする。現場共益費（賦金）が2%を超える工事が想定される場合は、入札金額の経費に見込むこと。なお、現場共益費（賦金）の対象は、工事とし医療機器本体の金額は含まないものとする。

1.2 提出書類

- (1) 受注者は、本会が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 本会で様式を指定していないものは、受注者において様式を定め、監督職員の承諾を受けること。
- (3) 監督職員の指示した書類は、各工種（建築、電気設備及び機械設備）に分けて提出すること。その場合の部数は監督職員の指示による。

1.3 セルフモニタリングの実施

- (1) 受注者は、自らの本事業実施状況について定期的にセルフモニタリングを行い、技術提案の履行状況及び本要求水準書等との整合・変更について、業務の遂行状況及び要求水準の達成状況を確認し資料を作成するとともに、実施設計中、実施設計完了時、建設工事中及び建設工事完成時に監督職員に報告するものとする。なお、実施設計中は2回以上、建設工事中は年度内に2回以上セルフモニタリングを実施すること。

※モニタリング：受注者が行う業務に対して、適正かつ確実な業務水準が確保されているか、監視（評価・測定）をする行為。

1.4 工事費の確認

- (1) 受注者は、本会とのプレゼンテーション開催日に工事費内訳明細書を提出すること。
- (2) 受注者は、本要求水準書等を基準としたうえ実施設計を行い、実施設計完了時に工事費積算内訳明細書を提出すること。また、契約時に提出した工事費内訳明細書と比較し、工事費の確認を行うこと。なお、変更等が発生した場合は、誠意をもって協議及び調整を行い、工事請負額の範囲内であることを確認すること。また、その範囲を超える場合は、監督職員に報告し、協議を行うこと。

- (3) 工事費の確認を行う時期は、以下によるほか、監督職員が必要と認める時期とする。
- ア 設計業務完了時
 - イ 建設工事出来高確認時
 - ウ 建設工事完了時（工事ごとに確認）
- (4) 契約図書に規定する「工事費内訳明細書」と、「工事費積算内訳明細書」の内訳項目については、「公共建築工事内訳書標準書式」を基本とする。
- (5) 契約図書により、要求水準書の変更に伴い「工事費」を変更する際にも、上記の内訳区分を用いる。
- (6) いずれの場合においても、受注者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を監督職員に説明するものとする。

1 5 実施設計業務の完了及び建設工事の開始

- (1) 実施設計業務完了時に、後述（第2の4（1））に示す業務の提出書類・成果図書を、監督職員に提出し、その内容を説明して監督職員の承諾を得ること。設計監修業務が発注されている場合は、設計監修者による確認、検討を事前に受けた後、監督職員に提出すること。
- (2) 建設工事は、上記（1）の承諾を得てから着手すること。
- (3) 受注者は上記（1）及び（2）に関わらず、監督職員と協議し実施設計業務が完了する前に、先行して部分的に工事に着手することができる。この場合、工事着手前に受注者は先行工事に関する部分の実施設計図書及び工事費積算内訳明細書を監督職員に提出し、その内容を説明して監督職員の承諾を得なければならない。

1 6 期間の厳守

受注者は、常にその進捗状況を把握し、完了期限又は監督職員が指定した期限に遅延することのないように努めなければならない。なお、監督職員は、業務期限内外を問わず必要に応じて業務の執行並びに、成果図書の提出を受注者に求めることができる。

1 7 著作権の利用

成果図書又は工事目的物の著作権の利用等については、契約図書による。

1 8 設計変更

受注者は、やむを得ず設計の変更が発生した場合は、監督職員又は工事監理者に対して内容を報告し、承諾を受けること。この場合の手続き及び費用負担等については本要求水準書及び契約図書による。

第2 設計業務等に関する事項

1 業務の方針

本要求水準書等を十分理解・考察した上、実施設計を行うこと。また、業務にあたっては、監督職員と十分に調整した上で設計を進めること。

2 業務の範囲

(1) 実施設計業務

- ア 本事業整備対象施設（基本設計図書を参照）の実実施設計に関する標準業務（平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第二号イによる。）
- イ 病院各部署とのヒアリング業務
- ウ 建築、電気設備、機械設備に関する積算業務（複合単価等の作成を含む。）
- エ 工事費積算内訳明細書（「公共建築工事内訳書標準書式」による。）の作成業務
- オ その他関連資料の作成
- カ 透視図作成（鳥瞰図、外観図、内観図）〔カラー、10カット、A3判とし、木製の額に収め、電子データを添付させる。詳細は別途指示する〕
- キ 模型製作〔300分の1程度とし、詳細は別途指示する〕
- ク 模型の写真撮影
〔カラー、5カット、2L判の大きさとし、適宜アルバム等に収め電子データを添付する〕
- ケ 防災計画書作成及び協議・報告書作成業務
- コ 建築基準法第18条に基づく確認申請証、中間検査申請・中間検査合格証、完了検査申請、検査済証の取得業務、軽微変更、計画変更及び仮使用関係手続きに関する業務（工作物等を含む）
- サ 構造計算適合性判定及び大臣認定等審査手続き
- シ 関係法令等に関する各種申請書類の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出を含む。）
- ス 大阪府福祉のまちづくり条例の事前協議書作成・チェックリスト作成・完了届出書作成業務
- セ 駐車場法の届出書の作成及び申請手続き業務
- ソ 建築物の敷地等における緑化を促進する制度（緑化計画書）に係る業務
- タ 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例に係る業務
- チ 詳細工事工程表の作成
- ツ エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
- テ リサイクル計画書の作成
設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- ト 大阪府温暖化防止に等に関する条例に係る業務
- ナ 当該施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ニ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）第17条に基づく認定取得業務
- ヌ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条に基づく届出手続等の業務

- ネ ヘリポートの調査、検討及び設計（航空法に定める飛行場外離着陸場の基準に適合させること）※ヘリポートを設置する場合に適用。
- ノ 医療法に基づく許認可申請（医療機器等を除く。）の資料作成及び申請手続業務（事前相談計画書、開設許可申請（エックス線診療室放射線防護図及び遮蔽計算書を含む。）、使用許可申請（高エネルギー発生装置備付届等を含む。）、検査受検及び開設届）。なお、放射線装置については、実施設計の段階で本会から想定機種を指示するものとする。
- ハ 医療機器等に係る許認可申請の補助業務（放射線障害防止法の使用許可申請等の申請書類の作成、施設検査提出書類の作成等）なお、放射線装置については、実施設計の段階で病院から想定機種を指示するものとする。
- ヒ 公的補助事業の補助金等を取得する場合の届出手続等の資料作成（出来高に係る内訳書及び報告書の作成を含む。）業務
- フ セルフモニタリング資料の作成・報告業務
- ヘ パンフレット及び実施設計概要版等の各種広報資料の作成
- ホ 各種機器の容量等の計算書の作成
- マ 電気設備・機械設備の器具設置等に伴う各許認可等の諸手続き業務
- ミ インフラ接続に係る施設及び必要設備の設計業務
- ム 保全資料の作成
- メ テレビ受信障害に関する検討、調査。「建造物によるテレビ受信障害調査要領」（（社）日本CATV技術協会）に基づき、本事業によって建設される建築物が周辺に与えるテレビ受信障害を調査、検討するとともに、地上デジタル波を10地点程度測定し、その報告書を本会に提出すること。本事業によって建設される建築物によりテレビ電波障害が発生した場合は、本会が対策を行う。
- モ 解体設計に伴う現地調査業務
- ヤ 病院が実施し提示する「アスベスト調査報告書」等の調査以外で必要となる有害物質調査業務。
- ユ その他
 ※上記以外病院開設に向けて必要となる諸手続き業務。
 ※受注者は実施設計開始後、監督職員の了解を得て各管轄部署と詳細について協議を行うこと。

3 業務の実施条件

(1) ヒアリングの実施

受注者は、実施設計業務の実施にあたり、病院各部署等の要望を十分に反映させるため、詳細な要件についてヒアリングを実施し、協議・調整を行った上で、基本設計書抜粋版の内容及び要件の確認を行うこと。なお、要求水準書の内容に変更等が発生した場合は、誠意をもって協議及び調整を行い、工事請負額の範囲内であることを確認すること。また、その範囲を超える場合は、監督職員に報告し、協議を行うこと。なお、当該ヒアリングについては、受注者が主導的に行うものとする。

(2) 計画にあたっての留意事項

- ア 配置計画、部門配置計画、平面計画は、基本設計書抜粋版を基準とすること。配置計画、平面計画等の変更を行う場合は、監督職員と十分な協議を行い、採用を認め、承諾した場合にあっては、変更を認めるものとする。この場合、各許認可等の変更に係る手続きを含め受注者の負担により責任をもって適法とさせること。
- イ 前述（第1章第2の5）に示す施設の構成及び規模を基準とすること。
- ウ 本書及び基本設計書抜粋版に相違がある場合、本書を優先するが、必要に応じて監督職員と協議を行うものとする。
- エ 施設のバリアフリー機能を標準化とし、安全であることはもとより、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが安心して利用できるように、わかりやすい施設設計とすること。
- オ 将来の設備機器及び医療機器・実験機器等の更新が可能な計画とすること。また実施設計において主な機器の搬出入計画を検討すること。
- カ 設備機器及び医療機器等、什器備品等の設置について、監督職員や関連する業務等と十分連携のうえ配慮をすること。
- キ 図面等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、監督職員と協議の上指示を受けること。
- ク 施設計画については、将来の医療・研究環境の変化に柔軟に対応できるものとする。

(3) CM会社への対応

- ア CM会社へ発注者支援業務が別途に発注されているので、受注者は、実施設計の内容について、基本設計内容や技術提案内容が実施設計に反映されているか、CM会社の確認を受けること。なお、受注者は、CM会社の意見に対し、誠意を持って対応すること。
- イ 受注者は、実施設計完了前において、後述4に示す業務の成果図書について、監督職員への提出に先立ち、CM会社の確認を受けること。

(4) 設計監修者への対応

- ア 設計監修業務が別途発注されているときは、受注者は、実施設計の内容について、基本設計における設計意図が正確に反映されているか、設計監修者の監修及び確認を受けること。なお、受注者は、設計監修者の意見に対し、誠意をもって対応すること。
- イ 受注者は、実施設計完了前において、後述4に示す業務の成果図書について、監督職員への提出に先立ち、設計監修者の監修及び確認を受けること。

4 業務に関する書類、成果物の提出

(1) 実施設計に係る提出書類等は原則として以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他監督職員が求める書類等を提出すること。

書類名	原本	複写	提出時期
a. 契約時 ・設計業務計画書 ・事業着手届 ・統括代理人届及び経歴書 ・実施設計担当者届 (管理技術者、主任技術者) ・実施設計担当者経歴書 (管理技術者、主任技術者) ・設計工程表 (セルフモニタリング実施時期を記入) ・実施設計実施体制表 ・工事費内訳明細書 ・その他監督職員が要求する書類	 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 適宜	 1部 1部 1部 1部 1部 2部 適宜	 契約時 契約時 契約時 契約時 契約後 契約後 プレゼンテーション開催日時 適宜
b. 業務中 ・進捗状況報告書 ・貸与品等受領書(借用書) ・業務再委託承諾願 ・セルフモニタリング資料(途中報告書) ・その他監督職員が要求する書類 ・ウォークスルー動画	1部 1部 1部 1部 適宜 1式	1部 1部 適宜	毎月5日まで 借用時 再委託前 適宜 適宜 実施設計中間時 (ホームページ用)
c. 完了時 ・設計図書完了届 ・設計図書引渡書 ・成果品引渡一覧表 ・成果品 ・その他監督職員が要求する書類	1部 1部 1部 後述 適宜	 	業務完了時 業務完了時 業務完了時 業務完了時 適宜

(2) 実施設計に係る成果図書等は原則として以下によるものとし、必要に応じ適宜追加する。
提出場所は、監督職員の指示による。

成 果 物	原図	複写	製本形態	摘 要
a. 建築（意匠）				
・建築物概要書	各1部	2部	ファイル	A3判
・建築（意匠）設計図				
特記仕様書	各1部	7部※	製本	※A1判2部
仕上表	各1部	7部※	製本	A3判5部
面積表及び求積図	各1部	7部※	製本	
敷地案内図	各1部	7部※	製本	
配置図	各1部	7部※	製本	
平面図（各階）	各1部	7部※	製本	
断面図	各1部	7部※	製本	
立面図（各面）	各1部	7部※	製本	
矩計図	各1部	7部※	製本	
展開図	各1部	7部※	製本	
天井伏図（各階）	各1部	7部※	製本	
平面詳細図	各1部	7部※	製本	
断面詳細図	各1部	7部※	製本	
部分詳細図	各1部	7部※	製本	
建具表	各1部	7部※	製本	
外構図	各1部	7部※	製本	
日影図	各1部	7部※	製本	
・改修図	各1部	7部※	製本	
・解体図	各1部	7部※	製本	
・工事ステップ図	各1部	7部※	製本	
・各種計算書	各1部		ファイル	
・工事費積算内訳明細書	各1部	1部	ファイル	
・確認申請図書	各2部	2部	バラ	

成果物	原図	青焼 又は複写	製本形態	摘 要
b. 建築（構造） ・ 建築（構造）設計図 特記仕様書 伏図（各階） 軸組図 部材断面図 標準詳細図 部分詳細図 ・ 構造計算書 ・ 構造計算概要書 ・ 各種構造関係技術資料 （構造計算データ・構造計算適合判定・大臣認定・各記録書） ・ 工事費積算内訳明細書 ・ 確認申請図書 ・ 改修図 ・ 解体図	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 1 部 2 部 7 部※ 7 部※	製本 製本 製本 製本 製本 製本 製本 ファイル ファイル ファイル バラ	※A 1 判 2 部 A 3 判 5 部 (必要な場合) (必要な場合)

成果物	原図	青焼 又は複写	製本形態	摘 要
c. 電気設備 ・ 電気設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 受変電設備図（高圧） 非常用発電機設備図 無停電電源設備図 直流電源設備図 電力監視設備図 幹線・動力設備図 電灯・コンセント・接地設備図 非常照明・誘導灯設備図 雷保護設備図 場外離着陸場設備図	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※	製本 製本 製本 製本 製本 製本 製本 製本 製本 製本 製本 製本 製本 製本 製本	※A 1 判 2 部 A 3 判 5 部

電話設備図	各 1 部	7 部※	製本	
情報設備図	各 1 部	7 部※	製本	
拡声設備図	各 1 部	7 部※	製本	
テレビ共同受信設備図	各 1 部	7 部※	製本	
電気時計設備図	各 1 部	7 部※	製本	
ナースコール設備図	各 1 部	7 部※	製本	
インターホン設備図	各 1 部	7 部※	製本	
外来呼出設備図	各 1 部	7 部※	製本	
監視カメラ設備図	各 1 部	7 部※	製本	
入退出管理設備図	各 1 部	7 部※	製本	
自動火災報知設備図	各 1 部	7 部※	製本	
音響・映像設備図	各 1 部	7 部※	製本	
身障者対応設備図	各 1 部	7 部※	製本	
駐車管制設備図	各 1 部	7 部※	製本	
構内配電線路図	各 1 部	7 部※	製本	
構内通信線路図	各 1 部	7 部※	製本	
・各種計算書	各 1 部		ファイル	
・工事費積算内訳明細書	各 1 部	1 部	ファイル	
・確認申請図書	各 2 部	2 部	バラ	
・改修図	各 1 部	7 部※		(必要な場合)
・解体図	各 1 部	7 部※		(必要な場合)

成 果 物	原図	複写	製本形態	摘 要
d. 機械設備（給排水衛生設備）				
・ 給排水衛生設備設計図				
特記仕様書	各 1 部	7 部※	製本	※A 1 判 2 部
敷地案内図	各 1 部	7 部※	製本	A 3 判 5 部
配置図	各 1 部	7 部※	製本	
機器表・器具表	各 1 部	7 部※	製本	
衛生器具設備図	各 1 部	7 部※	製本	
給水設備図	各 1 部	7 部※	製本	
排水設備図	各 1 部	7 部※	製本	
給湯設備図	各 1 部	7 部※	製本	
消火設備図	各 1 部	7 部※	製本	
ガス設備図	各 1 部	7 部※	製本	
屋外設備図	各 1 部	7 部※	製本	
医療ガス設備図	各 1 部	7 部※	製本	
特殊排水処理設備図	各 1 部	7 部※	製本	
・ 各種計算書	各 1 部		ファイル	
・ 工事費積算内訳明細書	各 1 部	1 部	ファイル	
・ 確認申請図書	各 2 部	2 部	バラ	
・ 改修図	各 1 部	7 部※		(必要な場合)
・ 解体図	各 1 部	7 部※		(必要な場合)
e. 機械設備（空気調和設備）				
・ 空気調和設備設計図				
特記仕様書	各 1 部	7 部※	製本	※A 1 判 2 部
敷地案内図	各 1 部	7 部※	製本	A 3 判 5 部
配置図	各 1 部	7 部※	製本	
機器表	各 1 部	7 部※	製本	
空気調和設備図	各 1 部	7 部※	製本	
換気設備図	各 1 部	7 部※	製本	
自動制御設備図	各 1 部	7 部※	製本	
排煙設備図	各 1 部	7 部※	製本	
屋外設備図	各 1 部	7 部※	製本	
・ 各種計算書	各 1 部		ファイル	
・ 工事費積算内訳明細書	各 1 部	1 部	ファイル	
・ 確認申請図書	各 2 部	2 部	バラ	
・ 改修図	各 1 部	7 部※		(必要な場合)
・ 解体図	各 1 部	7 部※		(必要な場合)

成 果 物	原図	複写	製本形態	摘 要
f. 建築積算				
・ 建築工事積算数量算出書	各 1 部	1 部	ファイル	
・ 建築工事積算数量調書	各 1 部	1 部	ファイル	
・ 建築工事費積算内訳明細書	各 1 部	1 部	ファイル	
g. 電気設備積算				
・ 電気設備工事積算数量算出書	各 1 部	1 部	ファイル	
・ 電気設備工事積算数量調書	各 1 部	1 部	ファイル	
・ 電気設備工事費積算内訳明細書	各 1 部	1 部	ファイル	
h. 機械設備積算				
・ 機械設備工事積算数量算出書	各 1 部	1 部	ファイル	
・ 機械設備工事積算数量調書	各 1 部	1 部	ファイル	
・ 機械設備工事費積算内訳明細書	各 1 部	1 部	ファイル	

第3 施工業務に関する事項

1 業務の方針

実施設計業務において作成する実施設計図書にしたがって、技術提案の方針に基づいた新病院を工期限内に完成させること。業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、近隣に配慮し、安全性を第一に考え事故の無い円滑な工事の進捗を図ること。

2 業務の範囲

(1) 建設工事

- ア 病院棟新築工事
- イ 健診センター棟新築工事
- ウ 仮設血液浄化センター棟新築工事
- エ マニホール棟新築工事
- オ オイルポンプ室新築工事
 - a 上記に伴う建築工事
 - b 上記に伴う電気設備工事、昇降機設備工事
 - c 上記に伴う機械設備工事
 - d その他基本設計書抜粋版に記載があるもの

(2) 外構工事

- ア 駐車場（出入口、スロープ及び関連構築物を含む）
- イ 駐輪場（自転車・バイク）
- ウ 車路（ロータリー・車道・歩道等）
- エ 雨水排水設備
- オ 囲障（擁壁・フェンス等）
- カ 庇（庇・歩廊・車庫等）
- キ 舗装（車・歩道）
- ク 敷地内照明設備
- ケ 植栽（土留め、客土、灌水等を含む）
- コ 防火水槽
 - a 上記に伴う建築工事
 - b 上記に伴う電気設備工事
 - c 上記に伴う機械設備工事
 - d その他基本設計書抜粋版に記載があるもの

(3) 改修工事

- ア 既存健診センター棟
 - a 上記に伴う建築工事
 - b 上記に伴う電気設備工事
 - c 上記に伴う機械設備工事
 - d その他基本設計書抜粋版に記載があるもの

(4) 解体工事

- ア 外来中央診療棟

- イ 病棟
 - ウ 血液浄化センター棟
 - エ 老人ホーム宿舎
 - オ 看護宿舎
 - a 上記に伴う建築工事
 - b 上記に伴う電気設備工事、昇降機設備工事
 - c 上記に伴う機械設備工事
 - d その他基本設計書抜粋版に記載があるもの
- (5) その他必要となる関連工事
- ※上記工事種目の詳細な区分については、基本設計書抜粋版を基準とすること。

3 業務の実施条件

(1) 基本条件

- ア 受注者は、適切な工法、材料、製品等を採用すること。なお、採用にあたっては、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うとともに、その工法等が特殊である場合は、あらかじめ工事監理者と協議し、承諾を受けること。
- イ 受注者は、業務の範囲の内容に疑義が生じた場合は速やかに工事監理者と協議しなければならない。
- ウ 建築、電気設備及び機械設備等の各工種間で、相互の工事内容について十分に打合せ及び調整を行うこと。
- エ 受注者は、関係者（本会及び本会が委託したCM会社等）及び関係官公署等と十分打合せを行うこと。
- オ 本会が別途発注を予定する、情報システム工事、医療機器等及び備品の移設・搬入作業等が、受注者の業務に密接に関連する場合において必要がある場合には受注者が主体的に調整を行い、これらの工事等と十分な連携を図り、円滑な工事施工に努めること。
- カ 受注者は、建設工事の着工前に、一定の範囲において家屋調査業務及び井水状況調査を行うこと。なお、工事完了後についても同様に調査を行うこと。
- キ 看護師宿舎及び老人ホーム宿舎の解体工事時期については、土地所有者との協議中につき、土地所有者の許可が下りてからの工事着手となる。

(2) 工事監理者への対応

- ア 受注者は、建設工事で用いる工程表・施工計画書・施工図等の書類及び使用材料・設備機器等、本事業における工事監理者による設計図書又は契約図書との照合が必要なものについては、工事に先立ち事前に当該工事監理者に提出し、承諾を得ること。
- イ 工事監理者による現場の立会い・材料の検査等を求められた場合は、適切に対応すること。また、工事の進捗状況に応じ受注者は、必要に応じて、本事業における工事監理者による現場の立会い・材料の検査等を請求することができる。

(3) 施工条件

- ア 共通仮設
 - (ア) 監督職員兼工事監理者事務所

- a 4名程度が事務を行え、打合せができるスペースを有する30㎡程度の事務所を設けること（人数分の事務机・椅子・書棚・ロッカー）デジタルカメラ・ホワイトボード等の備品を含む。
- b 電話及びインターネット回線、A3カラーコピー・FAX・スキャナー・プリンター複合機、空調設備を利用できる環境とすること。
- c 光熱水費、電話等の使用料及び通信費、宅配便費、消耗品、清掃費は、受注者負担とする。
- d 受注者の現場事務所、監督職員兼工事監理者事務所において共用で利用できるサーバ（ウェブシステム）を設けること。

（イ）工事作業場所の侵入防止対策

- a 本事業の契約締結後、実施設計及び建設工事期間中は、本会の指示により本事業対象敷地周囲には全て侵入防止措置を講じ、工事関係者以外の立入りを禁止するとともに、その旨の表示を徹底すること。

（ウ）工事用電力・用水

- a 着工から引渡しまでの工事用及び試運転に必要な電力、ガス、水道等の料金は受注者の負担とする（本受電から引渡しまでの電気料金を含む）。
- b 引渡しまでの間、受注者は本事業の電気工作物について電気事業法に基づく電気主任技術者を選任し、電気保安の業務を行うこと。
- c 別途工事において工事用電力・用水が必要な場合は、相互間で十分協議し、協力して工事を円滑に進めること。

イ その他

（ア）作業日時等

- a 受注者は、現場での作業は、原則として休日（日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等（以下「休日」という。））は行わないこと。ただし、工事内容等によっては、監督職員及び工事監理者との協議により、適宜、作業日を設定することができるものとする。
- b 現場での作業時間は原則として8時から17時までとする。ただし、工事内容等によっては、監督職員及び工事監理者との協議により、適宜、作業時間を設定することができるものとする。
- c 上記現場での作業時間帯（8時から17時まで。）以外の時間帯、休日における特定建設作業は行わないこと。なお、近隣住民等より要望があった場合は、その要望に誠意をもって対応すること。
- d 上記で作業を認めている期間及び日時においても、監督職員及び工事監理者は指示により作業日時等を制約することがある。その場合には受注者はこれに従わなければならない。
- e 受注者は、地域行事がある場合は、当該行事に配慮し、作業日時を調整すること。

（イ）近隣への配慮

- a 隣接する施設への影響を事前に調査し、各施設及び工事監理者と工事時間、日程等の各工事条件について協議の上、施工条件を設定する。

- b 施工方法、工程計画、工事中の安全対策等近隣及び工事に際し影響がある関係機関等に対する調整等は、受注者において十分に行うこと。
- c 受注者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を工事監理者に報告するものとする。
- d 本事業によって建設される建築物により周辺にテレビ受信障害が発生した場合は、本会が対策を行う。ただし、仮設物及び建設機械等によってテレビ受信障害が発生した場合の対策は受注者が責任を持って行うこと。
- e 受注者は、工事着手前及び工事完成時に周辺地域の家屋調査を行い、報告書を本会に提出すること。
- f 受注者は、工事着手前及び工事完成時に周辺地域の井水状況(水質、湧出量)の調査を行い、報告書を本会に提出すること。

(ウ) 作業範囲

- a 工事現場での作業範囲等については、工事監理者の承諾を受けること。
- b 資材置き場は作業範囲に確保し、資材等は引渡し完了するまで全て受注者の責において管理すること。
- c 作業範囲外で工事車両の駐車施設が必要となる場合は、受注者の負担で別途駐車施設を借用する等、対応すること。

(エ) 周辺環境の保全

- a 受注者は、作業範囲、工事用進入路等を常に整理整頓し、工事中に生じた不用物は速やかに場外搬出し、適正に処理すること。また、作業範囲及びその周辺の清掃、散水等を行うこと。
- b 工事車両による搬出入に関しては、適宜、運搬車両にシートをかける等散乱防止をするとともに、タイヤに付着した泥土・埃の洗車を行うこと。
- c 受注者は、建設工事にあたり、道路等の周辺施設、樹木、車両その他の器物等に損傷、汚損を生じないように努めること。万一、損傷、汚損等が生じた場合は、当該施設の所有者並びに管理者等と協議のうえ、受注者が自らの負担により速やかに現状復旧すること。
- d 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。

(オ) 公害対策

- a 受注者は、関係法令を遵守し、騒音、振動、悪臭、粉塵及び交通渋滞等、工事が周辺環境に与える影響を最小限に抑えるよう努めること。また、騒音、振動対策として、低騒音・低振動工法の採用等、公害対策に努めること、また、合理的に要求される範囲内で近隣等対応、交通渋滞対策を行うものとする。
- b 受注者は、公害の防止に努め、工事に当たっては建設工事に使用する建設機材は低騒音・低振動型のものとする。また、現場には、騒音・振動測定器を常設し、測定値を周辺に対して表示できるようにすること。

(カ) 安全管理・災害対策

- a 埋設配管等既存設備、インフラの事前調査を実施し、工事に伴う漏水・停電・設備機

能の停止等の事故防止策を徹底すること。

- b 現場での作業中は工事用車両出入口等に安全誘導員及び警備員を配置し、安全管理に努めること。また、主要資材等の搬出入時については適宜、警備員を増員し、工事の安全を図ること。
- c 工事作業員への教育及び現場安全パトロールの実施等災害防止策を徹底すること。
- d 現場作業中の仮設・養生計画は、一時的に開口・段差等ができる箇所において落下養生・バリケード等を行う等、段階に応じて適切で安全な方法を講じ、災害防止・粉塵飛散防止等を徹底するとともに、適切な予防処置を講ずること。
- e 枠組足場を設ける場合は、厚生労働省制定の手すり先行工法に関するガイドラインの「手すり先行工法による足場の組み立て等の基準」に従って手すり先行足場を設置すること。
- f 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その内容を直ちに監督職員及び工事監理者に報告すること。
- g 受注者は、地震、火災、暴雨、豪雨その他の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を整えておくこと。
- h 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行うこと。

(キ) 施工体制の表示及び施工体制台帳等の整備

- a 建設工事に先立ち、事業名称、発注者、工事監理者、受注者（設計者・施工者）、緊急連絡先を明示した工事現場表示板を公衆が見やすい場所に掲げること。当該掲示板の規格については、工事監理者と打合せの上決定すること。
- b 建設業法第24条の7の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。

(ク) 施工状況の確認

- a 受注者は当該業務の進捗状況及び内容について文書及び写真により定期的に工事監理者に報告を行うこと。また、工事監理者より工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況の説明等の請求があった場合は、これに応じること。
- b 受注者は、工事の進捗状況に応じて、要所となる工事の完成時毎に施工管理記録を整備して、品質管理基準による検査を実施し、基準に適合している旨、工事監理者に報告し、現場にて工事監理者並びに監督職員の立会及び検査等により確認を受けること。

(ケ) 工事に伴う発生土の扱い

- a 工事に伴う発生土については、埋め戻し土として使用するほか、可能な限り場内にて敷き均すこと。場外処分については、関係法令に従い適正に処理すること。

(コ) 使用材料等

- a 建築材料等については、受注者の責任において施設性能水準及び、品質維持の観点から必要と思われる水準の材料を使用すること。また、下地、仕上げ材料とも不燃材以上の材料を使用すること。
- b 化学物質を放散する建築材料等については、病院施設であることを鑑み、建物内部に使用する建築・家具等の材料については、人体に有害と思われる物質を放散する材料

は使用しないこと。ホルムアルデヒドについてはJIS・JAS規格の「F☆☆☆☆(エフフォースター)」規格品以上とし、トルエン、キシレン等についても放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

- c 化学物質の濃度測定については、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の化学物質について室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを工事監理者に報告すること。測定方法は厚生労働省の標準的測定方法とし、具体的な測定箇所については工事監理者との協議によること。

(サ) 工程会議

- a 受注者は、各種工事施工業者と工程等について協議検討するため、原則として監督職員等又は工事監理者の立会いのもと、日を定めて月間工程会議(毎月1回)、週間工程会議(毎週1回)を行うこと。また、工程会議は工事監理者の指示する場所で実施すること。

(シ) 施工図及び総合図

- a 受注者は、工事施工図の作成に先立ち、総合図作成工程表及び施工図作成工程表を作成し、スケジュール管理を行うこと。なお、同工程表は工事監理者等に提出し承諾を得ること。総合図は、関連する工事(鉄骨製作等を含む)の施工約3か月前までに工事監理者の承諾を得るものとする。また、工事監理者の確認2回を見込んだスケジュールとし、遅くとも承諾の4か月前に初回の図面を工事監理者に提出するものとする。
- b 受注者は、総合図作成工程表に基づき総合図を作成すること。総合図は、受注者が主体となって、建築、電気設備、機械設備及び関連する別途工事(医療機器工事等)と調整を行い、各工事に含まれる部品、器具の類を、同一平面図、展開図、天井伏図に網羅記入したものとし、縮尺は1/50を標準とすること。

(ス) その他

- a 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。
- b 全ての境界杭は受注者にて保全し、必要に応じて、隣接所有者、道路管理者と協議立会いの上、引照点を設置すること。事業区域等については、必要に応じて、杭等で位置を示すこと。
- c 資材・工法等の選定にあたっては、できる限り地場企業の製品、地元製品の活用を図るとともに、環境に配慮した資材、工法の選定を推進すること。
- d 医療機器等の別途発注業務について、工事条件(荷重・設備・搬入方法等)について主体的にとりまとめを行うこと。
- e モデルルームを敷地内に製作し、内装仕上げ、建具(内外とも)、造作家具、医療アウトレット等の露出設備等を実物で製作し、配置及び収まり等について工事監理者と監督職員の承諾を受けること。製作部分は、4床室(廊下側水廻りまでを含む)、1床室の2箇所とする。照明は点灯可能とすること。なお、家具(ベッド、床頭台等)は病院から貸与する。

- f 鉄骨工事における製作工場について、国土交通大臣から認定を受けた工場のグレードは、工事監理者との協議により決定するものとする。
鉄骨工事において、工事監理者による中間検査・受け入れ検査に立ち会う受注者検査員は、受注者側AW 検定員・鉄骨工事管理責任者（日本鋼構造協会）・鉄骨製作管理技術者1級（鉄骨製作管理技術者登録機構）・鉄骨製品検査技術者（日本鋼構造協会）の資格者又は、同等の資格を有するもので、同規模の工事实績を有するものとして、工事監理者が認めた者とする。
- g 建築物に関する完成検査、電気設備・機械設備の器具設置等に伴う各許認可等、必要な手続や業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。
- h 受注者は、必要に応じて中間時と完成時に、現場関係者を除く本社等の検査員による自主検査を行うこと。また、工事監理者の検査の前に自主検査を行い、検査記録を工事監理者に提出すること。工事監理者の検査はその検査が妥当であることを確認するために行う。
- i 検査により手直し等指摘事項があった場合は、すみやかに受注者の負担で是正処置を行うこと。
- j 工事完成後から引渡しまでの間に、各種設備の点検・試験・試運転・総合調整を行い、施設の運営に支障がないことを確認すること。なお、引渡しまでに工事監理者の求めに応じて検査報告書を提出すること。また、病院職員に十分な説明と操作方法を指導するとともに、開院時までに本会が行う訓練、教育、調整等の開院準備業務に協力すること。
- k 工事に関係して本会が行う手続や検査に協力し、必要に応じて工事監理者の指示により必要な作業の協力及び労務の提供を行うこと。また、医療機器、実験機器等の引渡し前の事前搬入が必要な場合は、本会に協力し必要な労務及び養生等を提供すること。

4 業務に関する書類、成果物の提出

- (1) 建設工事に係る提出書類等は以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他監督職員及び工事監理者が求める書類等を提出すること。提出場所は、工事監理者の指定による。なお、書類の様式等は工事監理者の指示による。

書 類 等	様式	部数
a. 契約時・業務着手前		
・ 工事着手届	報告	2
・ 現場代理人等通知書（現場代理人、監理技術者）	報告	2
・ 経歴書（現場代理人、監理技術者）	報告	2
・ 社内組織表	報告	2
・ 電気保安技術者通知書	報告	2
・ 火災保険等加入状況報告書	報告	2
・ 施工工程表	承諾	2
建築・電気・機械等の関連工事工程を記載		

<p>セルフモニタリング実施計画を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合施工計画書 <p>緊急連絡体制、仮設計画図等</p> <p>工事概要、建物概要、予想される災害・公害対策、 出入口の管理、危険箇所の点検方法、火災予防、 養生・片付け、品質管理</p>	<p>報告</p>	<p>2</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺家屋調査報告書 ・井水利用状況調査報告書 	<p>報告</p>	<p>2</p>

書 類 等	様式	部数
b. 施工中 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請負人通知書／下請負人一覧表 ・ 主要（資材・機材）発注先通知書／製作製造所及び発注先一覧表 ・ 工事材料搬入報告書 ・ 発生材報告書／発生材調書 ・ 工事報告書（月報） ・ 主な工事記録 ・ 工事別工程及び出来高予定グラフ ・ 工事出来高 ・ 工事進捗状況 ・ 工事進捗写真 ・ 月間工程表 ・ 週間工程表 ・ 定例打合せ記録 ・ 工種別施工計画書 	報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
<p>要技能資格作業は資格者名簿・資格者証を添付。 主要材料・機器の仕様・数量等を明記。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図等（施工図、製作図、カタログ等、電子データ） <p>提出時には受注者側のチェック図を添付すること。</p>	報告	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフモニタリング資料（途中報告書） ・ 現場休止届（年末年始・大型連休・夏季等） 	報告 報告	2 2
<p>安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係官公署その他の関係機関への届出等 ・ 内外装仕上材サンプル貼付けボード（合板又はスチレンボード） ・ 工事PR看板、完成予想図看板、工事監理者の社名看板、CM会社の社名看板 	報告 承諾	1 1

c. 検査時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査結果報告書（試験成績報告書） ・ 指導監督官庁中間・完成検査 検査指摘事項手直し完了報告書 ・ 初期・中間・完成自主検査報告書 ・ 初期・中間・完成検査 検査指摘事項手直し完了報告書 ・ 顧客完成検査指摘事項手直し完了報告書 ・ 経年検査検査指摘事項手直し完了報告書 ・ 工事既済部分検査願 ・ 既済部分工事費内訳明細書 	報告 報告 報告 報告 報告 報告 承諾 承諾	2 2 2 2 2 2 2 2
--	--	--------------------------------------

完成図書	製本形態	部数
d. 完成時		
・完成届、引渡書	A 4 版クリア	3
・覚書（念書）、付属書（未完工事リスト）	ファイル	
・工事完成後の責任者届		
・工事完了引渡証明書（登記事項関係証書）		
・完成図書引渡書		
・官公署等届出・許可・検査済書類一覧表		
・施工関係者連絡先一覧表		
・工事関係者一覧表		
・主要仕上げ材料一覧表		
・主要（資材・機材）一覧表		
・備品明細書		
・保証書（受注者、製造業者及び施工業者の連名）		
・予備品等引渡通知書（リスト共）		
・保全に関する資料	ファイル	3
建物等の保守に関する説明書	ファイル	3
機器取扱説明書	ファイル等	適宜
機器性能試験成績書	ファイル	3
・キーボックス	鍵箱	適宜
・セルフモニタリング資料（報告書）	ファイル	3
・最終工事費内訳明細書	ファイル	3
・テレビ受信障害対策報告書	ファイル	3
・周辺家屋調査報告書	ファイル	3
・井水利用状況調査報告書	ファイル	3
・工事記録写真（建築工事写真撮影基準に準拠）	写真帳	1
	電子データ	1
・完成写真（工事監理者の指定する様式による）	写真帳	6
2 L サイズ・指定クリアファイル（主要図入り）	電子データ	4
航空写真、外観写真、内観写真 全300カット程度		
・完成図（竣工原図）	バラ	1
・完成図（金文字製本）	二つ折	1
総合図、天井伏図、防火区画図を含む	A 4 折	4
・完成図（CADデータ）	電子データ	3
保存形式及びレイヤー構成等は、工事監理者と協議		
・完成図（ロールマイクロフィルム）	フィルム	2
・その他、監督職員及び工事監理者が要求する資料		

・CADデータの保存形式は、DXF・DWG・JWCADとする。また、レイヤー構成等は、

業務着手時に工事監理者と協議すること。(BIMデータも提出すること。)

5 技能労働者に関する賃金

技能労働者の賃金は、社会保険料（本人負担分）相当額を含む適切な水準の賃金とするとともに、使用する労働者の社会保険等への加入を徹底すること。

第4 検査

1 完成検査

- (1) 建設工事を完了した後、監督職員等による工事の完成の確認後、完成検査を受けること。
完成検査については契約図書によるものとし、検査の方法は発注者の定めるところによる。
- (2) 受注者は前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の再検査を受けなければならない。再検査を受検したときは、再検査の合格をもって完成とする。
- (3) 受注者は完成検査受検に際し、統括代理人、現場代理人、監理技術者を同席させること。

2 中間検査及び部分払出来高検査

- (1) 発注者は工事施工の中途において特に必要があると認めるときは、工事の施工の状況等を確認する中間検査を行うことができる。中間検査については契約図書によるものとし検査の方法は発注者の定めるところによる。
- (2) 受注者は部分払を請求する場合は、部分払に関する出来高検査を受検するものとする。出来高検査については契約図書によるものとし、検査の方法は発注者の定めるところによる。
- (3) 受注者は中間検査及び出来高検査受検に際し、統括代理人、現場代理人、監理技術者を同席させること。
- (4) 法的適合検査等
受注者は、病院の開院に向けて、受注者の負担により責任をもって本事業における必要な法的適合検査を受け、適法とさせること。

第5 引渡し

1 引渡し

- (1) 受注者は、完成検査に合格したときは、契約図書の規定により、工事目的物を引き渡さなければならない。
- (2) 引渡しに際し、施設管理者等に機器の取扱い、操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うものとする。
- (3) 受注者は、建物引渡し後も、1年間は建物の各設備等の試運転、調整に係ること。
- (4) 工事竣工後、受注者は契約書に準ずる期間は瑕疵に対して責任を負う。引渡し後12か月、24か月及び36か月の3回に建築及び設備全般について瑕疵検査を行う。検査の結果、工事不良又はこれに準ずる理由により生じたと認められる損傷や不都合は、本会の指示により迅速に修理し、これに必要な費用は受注者の負担とする。また立会者は本会の指示によること。

第3章 要求水準

第1 共通

1 要求水準書の取り扱い

本事業の要求水準は本書に示す。ただし本書に記載されていない事項については、基本設計書及び参考資料に示すところによること。

2 概要

富田林病院は、南河内医療圏において地域の基幹病院として富田林市の医療に貢献してきた。しかし、施設の老朽化や狭隘化が進み、施設面でも課題を有していることから、建替えに向けての取り組みに着手し、平成28年度に「富田林病院基本構想」を策定し、改築事業を推進してきた。

平成29年4月からは改築工事の基本設計に着手し、平成29年10月に基本設計を取りまとめた。以下に、富田林病院の基本理念、基本方針及び新病院における3つのコンセプトを示す。

(1) 基本理念

医療・保健・福祉活動において地域の皆様から安心と信頼を得る病院を目指します。

(2) 基本方針

基本方針 1. 地域の中核病院として行政、地域医療機関、福祉施設等関係機関と緊密な連携を図ります。

基本方針 2. 救急医療を含め地域のニーズに応える運営を行います。

基本方針 3. 患者の個性と尊厳を尊重して、真摯な態度で最善の医療を行うことに努めます。

基本方針 4. 予防医学を実践し、生活の質の向上に力を注ぎます。

基本方針 5. 質の高い医療提供とともに効率的な運営を行い健全経営を目指します。

基本方針 6. 自己の能力開発に努めるとともに協調と連携によるチーム医療を実践します。

(指定管理者による現在の富田林病院の理念・基本方針)

(3) コンセプト

コンセプト1：「地域の安心・安全を守る病院」

医療機能の充実、大規模災害への対応、周産期医療、小児医療の継続、LCCの低減、大阪府指定のがん診療拠点病院

コンセプト2：「利用者にやさしい病院」

明るい療養環境、わかりやすい動線計画、プライバシーに配慮した計画、ユニバーサルデザインの展開、親しみやすい施設の充足（患者支援センター・がんサロン等）

コンセプト3：「地域とつながる病院」

地域開放（講堂の利用・研修スペースの確保）、後方支援機能の拡大（地域医療連携の拠点・医療システムの構築）、在宅医療の推進、住民健診の充実

(1) 基本構想では、次の7項目を今後「取り組むべき重点項目」とする。

①『予防と早期発見』

自治体、保険者及び企業の検診を積極的に受け入れる。特にがん検診への取り組みを

進める。

②『救急医療』

市民への安心安全の提供という視点で管内発生救急受入率を現在の15%から段階的に引き上げを図る。また、引き続き南河内南部広域小児急病診療の一翼を担っていく。

③『周産期と小児医療』

地域の周産期医療体制を維持するため、「お産センター」における助産システムを継続するとともに、小児医療との連携を進める。

④『急性期医療』

富田林病院にて初期医療を開始した患者のみならず、高度急性期医療の終了患者を積極的に受け入れるとともに在宅復帰への支援体制の強化を図る。

⑤『地域包括ケアシステム』

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの早急な構築が求められていることから、併設する訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所による在宅医療・介護支援体制の強化を図る。

⑥『後方支援』

在宅診療に取り組む地域のクリニックや介護施設等との連携を強化することで後方支援機能を拡充させ地域医療に貢献する。

⑦『大規模災害拠点』

近い将来、南海トラフでは巨大地震が発生すると予測されている。このような大規模災害発生時において市民の生命を守るために、医療の提供と公衆衛生の確保が可能となる施設設備の構築を目指す。

新病院の建設においては、本書及び基本設計書で示す水準以上の施設整備を目標としている。受注者はこれまでの経緯や本書及び基本設計を十分に理解するとともに、実施設計や施工に反映させると同時に、よりよい新病院の整備に向けての提案を求めるものである。

第2 敷地の計画条件

1 敷地概要

(1) 建設場所

大阪府富田林市向陽台 1-3-36 ほか

(2) 敷地面積

24,621.82㎡

(3) 法的規制等

ア 用途地域等	第2種中高層住居専用地域
イ 防火地域	準防火地域
ウ その他の地域地区	地区計画なし、
エ 指定容積率	200%
オ 建築物の建ぺい率	60%

2 周辺インフラ整備状況

敷地周辺のインフラ整備状況は基本設計書に示す。

受注者は実施設計及び施工に際して、関係事業者と十分に協議を行うこと。

3 敷地及び地盤状況

(1) 敷地状況

ア 本敷地の状況は、敷地測量図に示す。

敷地測量図に記載の情報以外に測量が必要な場合においては、受注者の負担で行うこと。

イ 本敷地のうち、現状敷地とは工事区域全体を指すものとする。

(2) 地盤状況

本敷地の地盤状況は、基本設計書による。ただし、設計において、受注者が判断できない場合は、必要に応じて自ら調査等を行うこととする。

(3) 敷地現況

本敷地は、大阪府東南部に位置する自然と歴史に恵まれた富田林市にあり、南海電鉄高野線金剛駅と近鉄長野線富田林駅の間部部に立地している。敷地北側には第1種低層住居専用地域が広がる住宅街に位置し、東側は池や緑地（ゴルフ場）に向けて傾斜した地盤となっている。敷地西側に市道金剛東一号線が通り、来院者の主要動線として利用されている。また、併設する訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所や、敷地南側の当法人が運営する特別養護老人ホーム「富美ヶ丘荘」また、隣接する重度身体障害者施設の「四天王寺和らぎ苑」などの施設との連携を確保している。

第3 認定及び施設基準等に関する要求水準

1 認定及び施設基準

下記に示す認定取得及び施設基準が適用できる施設とすること。

(1) 指定

厚生労働省臨床研修病院	日本がん治療認定医機構認定研修施設
日本内科学会認定医制度教育病院	日本整形外科学会認定医制度研修施設
日本消化器内視鏡学会専門医制度指導施設	日本泌尿器科学会専門医教育施設
日本循環器学会認定循環器専門医研修施設	日本麻酔学会認定麻酔指導病院
日本老年医学会認定教育施設	日本小児科専門医研修施設
日本腎臓学会研修施設	日本皮膚科学会認定専門医研修施設
日本アフレスシス学会認定施設	日本眼科学会専門医制度研修施設
日本透析医学会認定医制度教育関連施設	日本医学放射線学会放射線科専門医修練協力機関（診断部門）
日本外科学会認定医制度修練施設	日本超音波医学会認定超音波専門医研修施設
日本消化器外科学会専門医修練施設	日本病理学会登録施設
日本乳癌学会認定研修施設	日本臨床細胞学会認定施設
日本胆道学会指導施設	人間ドック健診施設機能評価認定施設
日本消化管学会胃腸科指導施設	

(2) 施設基準

下表に示す現病院の診療報酬上の施設基準及び加算等について取得可能な計画とすること。

ア 基本診療料施設基準

No	施設基準	No	施設基準
1	一般病棟入院基本料	2	総合入院体制加算
3	診療録管理体制加算	4	医師事務作業補助体制加算
5	急性期看護補助体制加算	6	重症者等療養環境特別加算
7	医療安全対策加算	8	感染防止対策加算
9	患者サポート体制充実加算	10	総合評価加算
11	呼吸ケアチーム加算	12	病棟薬剤業務実施加算
13	データ提出加算	14	退院支援加算
15	認知症ケア加算	16	小児入院医療管理料 5
17	地域包括ケア病棟入院料		

イ 特掲診療料施設基準

No	施設基準	No	施設基準
1	糖尿病合併症管理料	2	がん性疼痛緩和指導管理料

3	がん患者指導管理料	4	糖尿病透析予防指導管理料
5	地域連携小児夜間・休日診療料 1	6	地域連携夜間・休日診療料
7	院内トリアージ実施料	8	ニコチン依存症管理料
9	開放型病院共同指導料	10	がん治療連携計画策定料
11	排尿自立指導料	12	薬剤管理指導料
13	地域連携診療計画加算	14	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
15	医療機器安全管理料 1	16	在宅患者訪問看護・指導料
17	同一建物居住者訪問看護・指導料	18	在宅患者訪問褥瘡管理指導料
19	持続血糖測定器加算	20	H P V 核酸検出及びH P V 核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)
21	検体検査管理加算 (I)	22	検体検査管理加算 (IV)
23	皮下連続式グルコース測定	24	内服・点滴誘発試験
25	センチネルリンパ節生検 (片側)	26	画像診断管理加算 1
27	画像診断管理加算 2	28	C T 撮影及びMR I 撮影
29	冠動脈C T 撮影加算	30	心臓MR I 撮影加算
31	乳房MR I 撮影加算	32	抗悪性腫瘍剤処方管理加算
33	外来化学療法加算 1	34	無菌製剤処理料
35	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)	36	運動器リハビリテーション料 (I)
37	呼吸器リハビリテーション料 (I)	38	がん患者リハビリテーション料
39	透析液水質確保加算	40	下肢末梢動脈疾患指導管理加算
41	磁気による膀胱等刺激法	42	皮膚悪性腫瘍切除術 (悪性黒色腫センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。)
43	組織拡張器による再建手術 (一連につき) (乳房 (再建手術) の場合に限る。)	44	乳腺悪性腫瘍手術 (乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は乳がんセンチネルリンパ節加算 2 を算定する場合に限る。)
45	乳腺悪性腫瘍手術 (乳頭乳輪温存乳房切除術 (腋窩郭清を伴わないもの) 及び乳頭乳輪温存乳房切除術 (腋窩郭清を伴うもの))	46	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術 (乳房切除後)
47	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	48	大動脈バルーンポンピング法 (IABP 法)
49	体外衝撃波腎石破碎術	50	腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術
51	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	52	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
53	腎腫瘍凝固・焼灼術 (冷凍凝固によるもの)	54	生体腎移植術
55	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	56	人工尿道括約筋植込・置換術

57	胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）	58	輸血管理料 I
59	輸血適正使用加算	60	自己生体組織接着剤作成術
61	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	62	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
63	麻酔管理料（I）	64	病理診断管理加算

ウ 入院時食事療養に係るもの

No	施設基準
1	入院時食事療養（I）

（3）病棟構成

病棟構成は基本設計書に示すところによること。ただし、医療環境等の変化により変更の必要が生じたときは本会から指示する。

第4 施設に関する要求水準

1 施設に関する要求水準

施設に関する要求水準は本書及び基本設計書に示す。実施設計業務及び施工にあたっては、求める要求水準を満足するよう施設整備を行うこと。

なお、本書及び基本設計書に記載されていない要求事項は下記の通りである。実施設計業務及び施工にあたっては下記の事項も満足するように業務を実施すること。

（1）病院棟の計画に関する事項

- ア 病院棟は建築基準法や消防法、防災評定、医療法等各種法令に準拠した仕様及び構造とすること。
- イ 集中豪雨時対策については、病院の機能維持に影響がないように仕様、工法、工期等に十分に配慮し、止水扉・止水板・止水シャッター等を適宜設置すること。
- ウ 日影規制を満たしながら、可能な限り必要な階高を確保すること。
- エ 病院内は外部も含めてバリアフリー対応とする。
- オ 諸室の機能として一般的に備え付けるものは、記載の有無に係らず整備するものとする。
- カ 設備シャフト（PS・DS・EPS）は必要に応じて適宜設けるものとする。
- キ 現地調査を見込んだうえで、既存棟との離隔距離等に配慮し設計を行うこと。
- ク 病院内の各室及び廊下において、ベッドやカート等の移動の際、出隅や腰壁及び扉等に損傷を与えないよう必要に応じ適宜保護対策を行うこと。
- ケ 浴室、厨房等、防水が必要とされる箇所には用途に応じて適切な防水仕様を選択すること。また高額医療機器を使用する部屋やサーバー室等重要諸室の上階には原則水廻り及び配管経路避けること。万が一上階に配置される場合、適切な防水対策を施すこと。
- コ 屋上機器の騒音・振動抑制に努め、建物内及び周辺からの視線等を考慮した計画とすること。
- サ 防水、防湿、防音、断熱及び結露については十分な対応を行うこと。

- シ 外装材及び表面仕上げ、外部建具は長寿命でメンテナンスが容易な計画とすること。
- ス 新病院棟の建具は法規（排煙・採光・換気、消防法等）を満たす設計とすること。また、防音、クリーン度、放射線防護等、各室に必要な仕様に従って建具仕様も適宜設定すること。
- セ インテリアは療養環境としての温かみと、医療施設としての機能に配慮した内部仕上げ、色彩計画とする。
- ソ サイン計画は施設利用者のわかりやすいものとし、統一性があり、建築空間と調和した形状・大きさ・設置位置・表示内容とすること。
- タ 案内表示は患者の流れを十分に理解し、目的の諸室への誘導できるように配慮する視認性の良いデザインとすること。
- チ 病院内のセキュリティーは、職員と業務関係者、患者、施設利用者などのセキュリティー区分は明確に計画し、権限に応じた立入区分とするとともに、管理が容易な方法とすること。なお、夜間の動線となる通路は十分な明るさを確保するとともに、安全面に配慮すること。
- ツ 患者が通行する廊下（外来廊下、病棟廊下）は医療法等の法令を満たす幅員を確保すること。通路の幅等は関係当局と協議し決定すること。
- テ 外来待合部分における、ストレッチャーなどの通路を確保するとともに、ベンチの配置計画は医療法等の法令を満たすものとすること。なお、待合部分の滞留可能患者数は基本設計で想定しているものより減らさないこと。また、廊下と待合部分の設定については保健所、消防等と協議し決定すること。
- ナ 将来ハイブリッド手術室として整備対応とする手術室（OP5）は開院当初は一般手術室として使用する予定である。将来、ハイブリッド手術室に転換する際に、他の手術室の稼働に支障を与えないような構造とすること。
- ニ 2階講堂は大会議室から中小会議室等の転換が頻繁に想定されているため、大会議室から中小会議室等の転換が頻繁に想定されている。部屋の配置、構造についてはスムーズな配置転換が可能なシステムとし、家具及び視聴覚機器の配置は部屋の転換を前提に計画すること。
- ヌ 一般病棟の個室は、ベッドサイドにおける看護活動が効率的に行えるような病室計画とすること。
- ネ 汚物処理室や外来トイレなど、感染対策等の対応が必要と思われる部分については、空調設備による感染対策や消臭滅菌性能を有する仕上げ材の活用すること。

（４）屋外の計画に関する事項

- ア 屋外の計画にあたっては、大規模災害時に備えエントランス廻りへのテント、簡易ベッドなどの収納スペースを確保するとともに、災害時の設営が容易に行える計画とすること。
- イ 車いす利用者用駐車場から主玄関までの間、及び一般駐車場南側歩行者通路への庇を設置すること。

- ウ 主玄関前車寄せ南西側の歩行者用通路は3 m程度の幅員を確保すること。
- エ 一般駐車場内の樹木付近は憩いのスペースとし、安全な歩行者アプローチを設ける計画とすること。
- オ 将来、公共機関のバスをロータリー内へ乗入れ・乗降できるスペースを確保する計画とすること。
- オ 現ロータリーの樹木（シンボルツリー）は、加工して残す計画とすること。（技術提案書のその他の提案にて提案を求める。）

（5）設備の計画に関する事項

- ア 省エネルギー及び環境負荷の低減、自然エネルギーの利用に配慮した設備とすること。
- イ 光熱水費の削減や運用、保守、改修、更新の合理化等、ライフサイクルコストの低減を図るとともに維持管理のしやすい計画とすること。
- ウ 非常時、災害時においても継続して医療活動を続けられる耐震性、信頼性の高い設備システムとすること。
- エ 機器類は高効率、運転システム、メンテナンスフリーに配慮した設備とすること。
- オ 空気清浄度、電磁環境、温湿度、感染症対応などの特殊環境となる室は、各環境に応じた設備とすること。
- カ 空気清浄度、感染症対応などの特殊環境となる室の天井、壁に開口して設置するボックス等には防塵パッキン等の対策を講じること。
- キ 放射線防護及びシールドなどを行う室は、放射線防護及びシールド工事の基準に従い対策を講じること。
- ク 屋外、屋上のほか免震ピット、配管ピットに設置する設備等は屋外仕様とすること。
- ケ 遮音性能等を必要とする壁等にボックス等を設置したり配管配線をまたぐ際には性能を損なわない措置を講ずること。
- コ 敷地周囲の環境に配慮した設備とすること。敷地境界線にて遮音性能 昼間 50DB(A)以下, 朝・夕 45 dB(A)以下, 夜 45 dB(A)以下を順守のこと。
- サ ポンプ、ファン、空調器類は、中央監視設備による監視、操作、運転制御が可能なシステムとする。
- シ 長寿命機器、耐久性の高い仕様品を採用し、交換頻度を削減のこと。
- ス 適切なゾーニングや運転方法の採用による無駄な運転を回避すること。
- セ 機器、バルブ、ダンパー及び盤などの機器、機材の操作や維持管理のし易さに配慮すること。また点検・管理に必要な歩廊、架台、点検口を適宜設置のこと。
- ソ 空調設備機器全般において省エネ法で規定するトップランナー機器を選定すること。
- タ 免震層に設置される機器・配管・ダクト等は屋外仕様とすること。
- チ 梁貫通スリーブは、将来変更を考慮した必要数量を見込むこと。
- ツ 各設備の I N V回路には高調波対策を講じること。エアコン等 I N V搭載機器は高調波対策（アクティブフィルター）を設けること。
- テ 新生児室、化学療法室、透析室等は、気流に配慮した計画とすること。
- ト 加湿は、衛生的かつ不純物の拡散を抑えた方式とし、確実に諸元表の値をクリアできる

方式（蒸気加湿）とする。

- ナ 清浄度が要求される部屋及び万が一の漏水を嫌う室の天井内には、空調衛生配管ルートを設定しないこと。空調ドレン等、止むを得ず設置される場合は、漏水対策用のドレンパンを設置し、漏水警報及び水抜きを設けること。それらの機器等を確認・点検できる位置に点検口を設けること。
- ニ 外部からの騒音、外部への騒音を考慮して、消音エルゴ、ボックス、サイレンサを計画のこと。
- ヌ 陰陽圧設定が必要な室には、必要に応じた差圧ダンパー及びマノメーター（外部にて表示）を設置のこと。
- ネ 天井高さが3.5m以上の室の吹出口は冷房時・暖房時に自動風向調整機能付きとする。
- ノ 特殊排気（感染症等）、臭気排気は、排気処理設備（フィルター等）を設け、建物最頂部で排気すること。
- ハ 中央監視システムでは、電力、空調、換気、給水、排水、給湯等の設備システムの監視制御を可能とさせること。
- ヒ テナント、部門別でエネルギー量を計測、監視できる計画とすること。

2 その他検討中の事項

施設に関する要求のうち、下記の事項については変更、見直しを計画している。受注者は契約後、病院からのヒアリングなどを通して要望を把握、理解し、監督職員及び設計監修者と協議し基本設計の内容について修正を行うこと。

(1) 病院棟の計画に関する事項

- ア 職員専用トイレを設置し、職員の執務環境を向上させることを計画している。そのため、トイレの配置計画等についての検討すること。
- イ 洗濯業務は外部委託する計画がある。委託化した場合はリネン関係諸室及び周辺諸室の配置計画を見直し、効果的な配置とすること。